

[参考]早期健全化基準と財政再生基準、経営健全化基準

	早期健全化基準	財政再生基準	備 考
①実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	0団体(0) 都道府県 3.75% 市町村 標準財政規模に 応じ 11.25~15%	0団体(1) 都道府県 5% 市町村 20%	実質赤字が発生しているのは0(3)自治体
②連結実質赤字比率 (全ての会計の実質赤字の比率)	0団体(3) 都道府県 8.75% 市町村 標準財政規模に 応じ 16.25~20%	0団体(1) 都道府県 15% 市町村 30%(注)	連結赤字の発生しているのは9(12)自治体
③実質公債費比率 (公債費及び公債費に準じた 経費の比重を示す比率)	4団体(7) 都道府県・市町村 25%	1団体(1) 都道府県・市町村 35%	全道平均13.8(14.2)%,許可基準18%超は50(60) 自治体 全国平均11.2(11.8)%
④将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計 等が将来負担すべき実質的な 負債を捉えた比率)	1団体(1) 都道府県・政令市 400% 市町村 350%	—	全道平均 116.4(128.4)% 全国平均92.8(100.9)%
⑤公営企業における資金不足率 (公営企業ごとの資金不足の比率)	7団体8会計 (8団体10会計) (経営健全化基準)20%	—	資金不足が発生しているは19団体25会計 (22団体30会計)

注※ 市町村の連結赤字比率の財政再生基準は、3年間の経過措置として、2008、2009年度決算は40%、2010年度決算は35%、2011(平成23)年度から30%を適用。

()は2008(平成20)年度の数值

公営企業ごとの資金不足の比率(資金不足が発生している会計)

病院会計

1	美唄市	市立美唄病院	113.6
2	由仁町	国保由仁町立病院事業会計	105.3
3	赤平市	赤平市病院事業会計	51.0
4	深川市	病院事業会計	45.1
5	函館市	病院事業会計	16.3
6	留萌市	病院事業会計	14.7
7	平取町	国保病院特別会計	14.3
8	小樽市	病院事業会計	13.3
9	八雲町	病院事業	11.9
10	苫小牧市	市立病院事業会計	10.7
11	釧路市	釧路市病院事業会計	9.8
12	室蘭市	病院事業会計	8.0
13	利尻島国保 病院組合	利尻島国保中央病院事業会計	7.8
14	江別市	病院事業会計	6.6
15	厚岸町	病院事業会計	2.9

下水道会計

北見市	下水道事業会計	4.2
-----	---------	-----

水道会計

釧路町	水道事業	174.6
-----	------	-------

市場事業会計

釧路市	釧路市公設地方卸売市場事業会計	354.6
-----	-----------------	-------

交通専交通事業会計

苫小牧市	自動車運送事業会計	25.9
------	-----------	------

その他の会計

釧路市	釧路市設魚揚場事業会計	3320.5
函館市	温泉事業会計	18.5

経営健全化基準は20%以上

住宅造成事業会計

1	網走市	能取漁港整備特別会計	19.4
2	白老町	工業団地造成事業会計	15.4
3	苫小牧市	沼ノ端鉄北土地区画整理事業特別会計	11.1
4	苫小牧市	土地造成事業会計	2.8